

年末は
要注意！

海産物購入を強引に勧める電話が！ ～断っても、勝手に商品を送り付けられる事例も～



事例1

数か月前から、何度も海産物の購入を勧誘する電話がかかってくる。そのたび断っているにもかかわらず、「来月商品を送る」と言われ、一方的に電話を切られた。



事例2

妻あてに海産物が代引き配達で届いたので、代金を支払って受け取った。しかし妻は心当たりがないとのことだったので、納品書に記載されている電話番号にかけたが繋がらない。

不要の場合は
きっぱりと断わりを！

いいません！

いらねじゅ！

いらねず～！

ここに注意

- 断ったにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられた場合は、代金を払わず受取の拒否を！
- 代金を支払って商品を受け取ってしまった場合でも電話で商品購入の勧誘を受けた場合は、『クーリング・オフ』ができます。
- 「ナンバーディスプレイ機能」や「留守番電話」にしておいて、電話に出ないという方法も有効です。
- 「迷惑電話防止機能付き」の電話は、迷惑電話をブロック！してくれます。

受取拒否をする場合
《送り主の名称》
《所在地》
をメモしましょう！

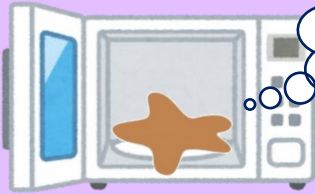
困ったら、早めに
相談してケロ！



びっくり！！

オーブンレンジの底面ガラスが破損？

①



底面ガラスが汚れているオーブンレンジ

②



底面が汚れているけど、まあいいか...

③

ガシャン！！



④



底面ガラスが割れている！



庫内の汚れにマイクロ波が集中して火花が出る
ことによって、ガラスが破損する可能性あり！

◆庫内が汚れたら、安全のためにもそのつど
お手入れをしましょう。

消費生活センターでは
このような事故情報や
リコール情報なども
ご案内しております。

「消費生活出前講座」を利用してみませんか？

- ◆最新の悪質商法について
- ◆契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆トラブルへの対処法など

費用は
無料です



講師が各地域に向
向いて、消費生活
に関する知識を、
わかりやすくお伝
えます。

※まずは、お電話でお申し込みください

最上消費生活センター

〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁1階)

【相談受付】 9:00~17:00

(土日祝日・年末年始除く)

【電話番号】 0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

12月・1月の無料法律相談

- 期日：12月10日(火) 1月14日(火)
- 時間：13:30~15:30
- 場所：最上総合支庁
- 相談時間：お一人様30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが、無料で受けられます。
事前予約が必要ですので、当センターまでお問い合わせください。

